

令和2年第5回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

令和2年10月29日(木)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第18号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について
- 第 4 承認第19号 令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算
の専決処分の承認について
- 第 5 議案第36号 令和元年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定に
ついて
- 第 6 議案第37号 令和元年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決
算認定について
- 第 7 議案第51号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 8 議案第52号 永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第53号 永平寺町上志比支所新築工事の請負変更契約締結につい
て
- 第10 議案第54号 和解することについて

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君

- 5番 滝波 登喜男 君
- 6番 齋藤 則男 君
- 7番 江守 勲 君
- 8番 伊藤 博夫 君
- 9番 長岡 千恵子 君
- 10番 川崎 直文 君
- 11番 酒井 和美 君
- 12番 酒井 秀和 君
- 13番 朝井 征一郎 君
- 14番 奥野 正司 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合 永充 君
副町	長	山口 真 君
教育	長	室 秀典 君
消防	長	朝日光彦 君
総務課	長	平林 竜一 君
財政課	長	川上 昇司 君
総合政策課	長	原 武史 君
会計課	長	酒井 宏明 君
税務課	長	石田 常久 君
住民生活課	長	吉川 貞夫 君
福祉保健課	長	木村 勇樹 君
子育て支援課	長	島田 通正 君
農林課	長	野崎 俊也 君
商工観光課	長	森近 秀之 君
建設課	長	家根 孝二 君
上下水道課	長	朝日 清智 君
上志比支所	長	歸山 英孝 君
学校教育課	長	多田 和憲 君

生涯学習課長 清水和仁君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長 坂下和夫君

書 記 坂ノ上恵美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開会

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る10月16日、町長より令和2年第5回永平寺町議会臨時会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますこと、心より厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、傍聴者を含め議場に入場する方には、手洗いまたは消毒、検温及びマスク着用など、新型コロナウイルス感染予防にご協力いただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和2年第5回永平寺町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（奥野正司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番、川崎君、11番、酒井和美君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

令和2年第5回永平寺町議会臨時会の開会に当たり、町政運営に関する所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

爽やかな秋晴れの下、木々の色づきも日ごとに鮮やかさを増し、秋の深まりを感じる季節となりました。議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。

本臨時会のご案内をさせていただきましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

福井県内では、熊の出没や人身被害が例年になく相次いで発生しており、本町においても9月以降、熊の痕跡や目撃情報が多く寄せられております。特に集落への出沒情報が目立つことから、防災行政無線による注意喚起や職員によるパトロールを行い、被害を防ぐ対策に万全を期しているところです。

11月中旬までは、冬眠前に餌を求めて行動を活発化させる時期ですので、町民の皆様には、柿や栗などの早めの収穫や朝夕の不要な外出は控えていただくなど、十分ご注意くださいよう重ねてお願いいたします。

さて、コロナ禍にあつて、感染拡大防止と経済の回復の両立に加え、大規模化する自然災害への対策など、複合災害、連続災害への備えにつきましては一層の重要性が増してきているところでございます。

このような中、10月18日に、松岡吉野・坂上地区の自主防災組織連絡協議会の主催による「コロナ禍における防災訓練」が実施されました。

訓練は、住民約200名が参加し、各集落で安否確認や被害状況の確認を行った後、指定避難所へ避難し、ドライブスルー方式の受付訓練やテント設営訓練、サーモグラフィによる検温や、問診の手順などを確認いたしました。

また、この訓練は、大規模災害時の災害支援員のモデル地区として、県や防災士の会のご支援、ご協力をいただき、各地区の自主防災組織のリーダーも参加した県内初の災害支援活動も含めた訓練として実施されたものでございます。

大規模災害が発生した場合、避難所の運営に関わることができる職員の人数は限られることから、自主防災組織との連携は不可欠であります。

今後とも、災害支援員への取組につきましては、本町での訓練結果を検証し、

関係機関等と検討を行い県内へ水平展開できるよう、県と連携を取りながら推進していきたいと考えております。

次に、近助タクシーについて申し上げます。

10月1日より、有償による本格運行を開始いたしました。利用状況につきましては、試走期間中の1日当たりの平均利用者数9人に対し、本格運行以降は15人と増加傾向となっており、小学生や中学生の新規利用や永寿苑利用者の定着など、住民の皆さんの細かな移動ニーズに配慮している効果が現れてきていると感じております。

また、利用者同士が近助タクシーを活用したお楽しみ企画を計画するなど、地域に密着した新たな利用も生まれてきており、さらなる利用者の増加に期待しているところです。

また、上志比地区では、地域の高齢者を支援しようと、有志によりボランティア団体「上志比地区ひまわりサポートの会」が設立され、高齢者の買物送迎サポート事業が10月14日から開始されました。高齢のために買物に行くことが困難な人を、町社会福祉協議会の福祉車両を使って自宅から商店まで送迎するサービスです。

このような住民による移動支援の取組は、移動の利便性向上や高齢者の外出支援、地域を活性化するツールとして、さらには次世代移動サービス「Ma a S」による移動の最適化につながる活動として期待を寄せているところでございます。

次に、山王地区宅地造成事業について申し上げます。

宅地分譲につきましては、町の広報紙やホームページ、新聞折り込み等での広告宣伝・案内を実施した後、10月2日から販売受付を開始し、10月10日には現地説明会を開催いたしました。

この間、電話や来訪による問合せが3件、現地説明会での来場者が4組8名あり、3区画中1区画の販売につなげることができました。

残り2区画につきましては、さらに新たな広告宣伝を実施するなど、販売受付を継続的に行っていくこととしております。また、連携協定を締結しております全日本不動産協会福井県本部や福井県宅地建物取引業協会の会員事業者の協力もいただきながら販売を行ってまいりたいと考えております。

それでは、本臨時会にご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、令和2年度永平寺町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認に

つきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金435万6,000円を10月12日に専決処分させていただいたものでございます。

令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認につきましては、上志比地区における公共ます設置及び下水道本管工事に係る費用を10月12日に専決処分させていただいたものでございます。

令和2年度永平寺町一般会計補正予算につきましては、教育費において、小中学校で教育用のタブレットの通信料や保守等に係る費用の増額をお願いするものでございます。歳出の財源となります歳入は、前年度繰越金により措置をしております。

また、永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定並びに外2件の案件につきましても、上程の都度、詳細にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

本臨時会の開会に当たり、案件の概要等を申し上げましたが、今後ともさらなる町勢発展と持続可能な行政サービスの提供に努めてまいりますので、皆様のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。

どうぞよろしく申し上げます。

～日程第3 承認第18号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第4 承認第19号 令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第3、承認第18号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、日程第4、承認第19号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程をいただきました承認第18号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について及び承認第19号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

承認第18号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につき

ましては、永平寺町農業集落排水事業特別会計への繰出金435万6,000円を増額したものでございます。歳入におきましては、前年度繰越金を充当しております。

なお、この補正予算は、令和2年10月12日に専決させていただいたものでございます。

次に、承認第19号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認につきましては、上志比地区において、新たに公共ます設置及び下水道本管の延長工事が必要となったことから、その工事費用435万6,000円を増額したものでございます。財源には、一般会計からの繰入金を充当しております。

なお、この補正予算は、令和2年10月12日に専決させていただいたものでございます。

以上、承認第18号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認及び承認第19号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） それでは、承認第18号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について及び承認第19号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての補足説明をさせていただきます。

初めに、承認第18号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ435万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億2,006万2,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、5ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出についてご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

上段の款6農林水産業費、目4農地費の繰出金435万6,000円は、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、9ページをお願いいたします。

この財源といたしまして、前年度繰越金435万6,000円を計上しております。

なお、この専決処分につきましては、令和2年10月12日付でさせていただきました。

次に、承認第19号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案書の14ページをお願いいたします。

第1表のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ435万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,480万1,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、15ページから16ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出についてご説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

款2農業集落排水事業費、目1上志比地区農業集落排水建設費の工事請負費435万6,000円は、上志比地区におきまして新たに2件の宅地造成がなされるため、公共ます設置及び下水道本管の延長工事が必要となりましたので、公共ます設置2か所に要する費用と本管布設工事費の合わせて435万6,000円をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、19ページをお願いいたします。

この財源としまして、一般会計繰入金435万6,000円を計上しております。

なお、この専決処分につきましても、令和2年10月12日付でさせていただきました。

以上、承認第18号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認

について及び承認第19号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 日程第3、承認第18号から承認第19号の2件について、1件ごとに審議を行います。

質疑、討論を行い、採決します。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

日程第3、承認第18号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

滝波議員。

○5番（滝波登喜男君） 町の人口減少が続いている中で、今回、上志比で住宅が2軒新築されたということは、非常に喜ばしいことだと思っております。

町長の所信表明の中にもありましたとおり、今、上志比地区で町の宅地分譲を行っているということでもあります。非常に期待しているところではありますが、今回の2軒につきましては、いわゆる町外から転入された方々の新築物件でしょうか、それとも、もともと町内にいらっしゃった方の新築物件なんでしょうか。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） お答えをさせていただきます。

今回の2軒につきましては、町内に住まわれていた方が新屋といたしますか、家を建てるためのものがございます。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

日程第3、承認第18号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の

承認についての件を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4、承認第19号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

齋藤議員。

○6番(齋藤則男君) 加入負担金は、新規の場合には加入負担金を取られると思うんですけど、それはどこで予算化されるんですか。前にお聞きしたんですけど、ちょっとお伺いいたします。

○議長(奥野正司君) 上下水道課長。

○上下水道課長(朝日清智君) 今ほどのご質問に対してお答えいたします。

加入分担金、受益者分担金ですか、それにつきましては農業集落排水特別会計のほうで受けます。

ただ、まだ今のところは請求しておりません。

○議長(奥野正司君) ほかにありませんか。

金元議員。

○4番(金元直栄君) この内容については異論はないですが、ただ、表現として、20ページに「農業集落排水施設更新工事」ってあるんですね。これは「延長」ではなかったですか。「更新」ですか。

○議長(奥野正司君) 上下水道課長。

○上下水道課長(朝日清智君) すみません。「延長工事」となっております。

○議長(奥野正司君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

日程第4、承認第19号、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正

予算の専決処分の承認についての件を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第5 議案第36号 令和元年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第5、議案第36号、令和元年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を議題とします。

本件は、去る令和2年9月4日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

8番、伊藤君。

○予算決算常任委員会委員長(伊藤博夫君) 予算決算常任委員会の報告をさせていただきます。

令和2年9月4日、第4回永平寺町議会定例会におきまして、本委員会に付託されました議案第36号、令和元年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定と議案第37号、令和元年度永平寺町上水道事業会計の余剰金処分及び決算認定については、9月30日に工事完了後の現地8か所を視察し、また10月12日から10月28日までの期間に5日間の日程で決算審査を行い、計6日間にわたり委員会を開催し、慎重なる審議を行いました。

その議案第36号、一般会計決算歳入総額につきましては88億8,245万1,000円で前年度比4.1%減、歳出総額は86億844万2,000円、前年度比5.1%の減となり、歳入歳出とも前年度を下回る決算規模となりました。

その要因といたしまして、こしの国広域事務組合が清算したことによる引継ぎ金が皆減したことと、臨時財政対策債の借入額を抑えたためであり、最終的には元年度の一般会計決算の実質収支額は2億2,238万円、前年度比146.4%増となっております。

また、特別会計6つの事業の歳入総額は49億3,965万4,000円で、

歳出総額は47億9,075万9,000円ですが、令和元年度から、町立在宅訪問診療所特別会計、歳入歳出とも6,475万6,000円の1事業が追加されたためでございます。

次に、議案第37号、上水道事業会計の収益的収入の決算額は3億8,674万5,000円で、予算額3億9,383万4,000円に対して収入率は98.2%となっております。

これらについて、行政の各課へ、約220件について各委員が質問通告をまとめ提出し、事前に回答を含む補足説明を受けた後、各委員と質疑応答により審議をし、最後に、予算執行の責任者であります町長出席の下、総括質疑を行い、質疑応答で分からないことにつきましては、再度、指摘事項として13件の回答書により議員間で審議し検討を重ねた結果、新年度予算に反映すべく、決算認定に係る提言8件を提出いたしました。

ここで、決算認定に係る提言書でございます。

1つ、パブリックコメント制度が有効に行われていない。SNS等を使っての情報発信、関連する団体、組織への働きかけ等の運営面での改善を図ること。

2つ、空き家等解体及び撤去について、空き家の荒廃状況の調査を徹底し、より積極的な管理指導の下、適切に実行すること。

3、実証実験が行われてきた自動走行の実用化に当たっては、地域の新たな交通手段、観光誘客として持続できる運行、運用を確立すること。

4、特定健診を効果的な取組にするためにも、まず医療費の分析を行うこと。

5、プレミアム商品券事業本来の目的が達せられるためにも、さらに強く国に進言していただきたい。

6、親子でふれあい子育て支援事業を拡充すること。

7、介護保険特別会計の普通徴収の滞納処理について、債権管理室は取組の状況、内容を議会に定期的に報告し、状況の可視化をすること。

8つ目は、ブロック塀等の安全対策事業については、国における事業化もあることから、定期に取組の状況を報告すること。

としており、提出しております。

議会といたしましては、歳入歳出予算執行の結果を総合的に確認し、検証して予算効果と行政効果を判断し、予算審議や財政運営の指導に役立てたいと思います。なお、監査委員の審査意見書で示された内容につきましては、直ちに取り組みさせていただきますようお願いいたします。

令和元年度の議案第36号は賛成多数、議案第37号の決算認定は全議員賛成でありましたことを予算決算常任委員会委員長の報告といたします。

○議長（奥野正司君） なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしく申し上げます。

これより議案第36号の委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありますか。

上田議員。

○2番（上田 誠君） 2番、上田です。

今ほど委員長報告にありましたように、決算における審査を十分に行いました。

そこで私は、令和元年度決算認定に当たり、これは住民生活の全ての決算であり、教育であるとか福祉であるとかインフラ整備等、基本的な予算執行の結果であり、継続や評価すべき点は多々あると思っております。

しかしながら、当初予算審議のときにも、私は7つの項目に対して指摘をして反対の立場を取らせていただきました。

本決算に対しても、以下の点で認定に対して反対の立場を取らせていただき、討論をさせていただきたいと思っております。

まず全般的に、コロナ禍により課題も大きく、現在想定していなかったこの間より課題も大きく顕著になってきていることは否めない事実であります。しかしながら、全般的に永平寺町のまちづくりの方向性、基軸がIoT推進、観光事業に重きを置いているという事実もあると思っております。国も自助、共助、公助と自己責任を第一としています。共生のまちづくり、助け合いのまちづくりの構築をうたっております。しかし、その地域づくりの基本となる地域の振興策、その他、地域の人材——担い手です——とコミュニティの組織化など、全般を通して各課手厚い決算結果となっていると思っております。

2、観光まちなみ魅力アップ事業、禅シンポジウムですが、福井県の代表的観光地の永平寺のハード面は整備ができました。その景観とまちづくりの視点から内外にアピールし、今後の交流人口増から定住人口増を狙った禅シンポジウムが開催されました。約730万、関連事業7か8事業もありますが、合わせると約

1, 000万近くの事業であります。その効果の費用対効果に対して、また、予想もしなかったコロナ禍により観光全般に大きな打撃を受けておりますが、平成28年度から5か年計画の越前加賀インバウンド推進事業も約年間600万、それから、以前、越前加賀宗教文化街道でしたかね、これも合計10か年の事業として毎年約500万から600万の費用で行われてきました。交流人口を増すことによって、その定住人口も含めて、地域の活性化に対する費用対効果の検証や今後の利用の点。

3つ目、町内の企業の生産性向上と事務効率化を目指したI o T推進事業もまちづくり会社に委託し、シンポジウムや研修が行われてきました。6つのコンテンツを今回提示しているわけですが、シェアリングエコノミー活用の推進も費用対効果や今後そのフォローや継続的な利用に対しての不足の点。

4つ目、四季の森文化館の利用促進を目的として、空調設備を中心とする約4,200万円以上の費用の投資を行って改修を行いました。その内容は、今後のサテライトオフィスやI o T事業の拠点整備であります。内容は、今後その利用から考えて、分散方式の空調設備になったんじゃないかと思っております。しかしながら従来どおりの全般の一体型の更新になっており、今後の利用計画に準じていない設備ではないかという点。

5つ目、えい坊館の運営管理についても、設立当初の目的である情報発信の拠点についての位置づけ、また交流人口——来館者ですね——と地元住民の交流での位置づけと施設管理の方向性、活用を問われる課題であります。行政がその方向性を、管理者である町観光物産協会に示し、その施策を協議し、計画の施行であったと思っております。その結果が表れていないように思っております。

6つ目、プレミアム商品券のことですが、これは国の事業であり、当町としての対応の難しさもありましたが、目的は、消費税10%引上げに対する低所得者、また子育て世帯の支援で、地方消費の喚起と下支えが目的であったと思っております。しかしながら、低所得者の利用が極端に低かったというのは、もちろん町の単位の問題ではなく、町として対応を行っておりますが、その点はぜひ国のほうに申し出ていただきたい点。

7つ目、幼児園、幼稚園の施設再編検討に対しまして、幼児教育の在り方、今後小中学校再編にも関わる、教育の在り方にも関わるが、少子化、要は人口推移中心の再編にかじを切る形になったんじゃないか。

以上の点を鑑み、本令和元年度の決算認定に当たり、反対の立場の討論をさせ

ていただきます。

○議長（奥野正司君） 次に、委員長報告に賛成討論の発言を許します。

酒井君。

○12番（酒井秀和君） 私、賛成の立場で意見させていただきます。

令和元年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定については、委員長報告のとおり、計6日間にわたり、各委員からの質問通告に対し補足説明を受け、質疑応答を行いました。さらに不明な点については再度質問を行い、その回答書を基に議員間で審議させていただきました。

監査委員指摘事項の支出支払い命令書については、一昨年の指摘を受けて会計課のチェック機能が向上しているということについては、一步前進したと私は評価しております。ですが、令和元年度は108件の書類不備があったということで、平成30年度に比べ増加していることについては、依然、各部署のさらなる改善が必要であるというふうには思っております。

また、なかなか実績につながらない、また目標を達成できない事業がございますが、今年度、取組を改善した結果、実績につながっている事業も見受けられることから、行政につきましては、今後も町勢発展、持続可能な町政運営に向けて適宜適正に事業を進めていただきたいと思いますと考えております。

よって、本件には賛成いたします。

○議長（奥野正司君） ほかに討論ありますか。

金元議員。

○4番（金元直栄君） 私の2019年度一般会計予算等への討論であります。

私は、今予算、一般会計と国保特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計について、反対の討論を行います。

2019年度の決算と行政運営について見てみますと、子育て支援での学校給食の無償化をはじめ基本的な点については住民に必要な事業も多くあることは、率直に認めるところです。ただ、合併算定なき後の町の財政運営を考えると始めてこの方向には問題があると指摘したいと思うんです。

その1つですが、私は合併協議のときから、上志比から示された合併の条件中にあった、学校の統廃合が合併の条件との提案には、大人の都合を子に押しつけるものとして強く反対し、これを押し戻すために力を尽くしてきました。

そして指摘したのは、1つは、2町1村の合併により人口2万の町に必要な公共施設を考え、利用が定まらない、人口2万の町に文化ホールが2つとか、山の

上には利用の定まらない施設まであるわけですから、さらに、効果も分からない大きな投資なんかも示されていた状況がありました。そういうことを指摘してきたつもりでいます。

2つ目は、それ以後も温泉、道の駅、ニンキー体育館、えい坊館、また中央公民館の改修等、どう使われるか分からない施設が大人の都合から造られ、また改修されてきました。余計な公共施設の再編について取組が終わらないうちに、この中で将来の財政状況が心配だとして、幼・保の長寿命化計画の取組の中から突然騒々しく幼児園教育の在り方を前面に押し出し、人口減の町の将来を考えると、アンケートの結果にある保育園の統廃合と、将来は必要だが今ではないという結果まで前倒しして、幼保の再編つまり統廃合に取り組むとしてきました。答申を盾に十分な時間をかけることなく、今この幼保の再編を推し進めている状況があります。旧松岡市街地では4園を3園にとの方向も、ある意味、疑問が議会で示されても、それを時間をかけて十分に論議することなく、議会の多数を背景に推し進めている状況があるわけです。

さらに、うち1園は民営化と言うが、これに取り組むにも、町としての段取りが見られないと私は思っています。面倒くさいことには取り組まないという姿勢なのかと思うのは私だけでしょうか。特に保育所の運営費が公立だと満額国から交付されないというのなら、満額支給される工夫さえも見られないと私は思っています。全国にはこれらの教訓は幾らもあります。それらをまたどう取り組んでいくか、そういう意味での相談も含めて、私は受けたことはありません。

さらに、子育ては町が責任を負う宣言は、子育て支援の最大の安心だったと私は思っていますが、この間、長い時間をかけて積み上げてきたものをこうも短期間で投げ捨ててしまうのかということを見ると、この点では失望さえしてしまうところが私は率直にあります。現在は、子育て支援の体系が失われてしまうのではないかと、本当に心配しています。ある意味、保育士の身分についても、当時、嘱託職員も含め町の保育事業を築いてきたわけですが、これら職員の先行きについても安易に、何とでもなると思って進めているのではないかと思わせる状況もあります。それに、教育や保育予算に手をつけるのは最後の最後だということを為政者は肝に銘じるべきだと私は思っています。そうではなかったのか、その点からも幼保の統廃合の進め方はテンポが速過ぎるということを指摘したいと思います。

2つ目、ここに来て、町長のこの町をどんな町にしたいのかが私にはなかなか

見えないように思います。まちづくりの柱の一つ、子育てしやすいまち。これは県内でも広がっていると言われていたのですが、本町の代名詞になってはいますが、本当にそう言えるのか。それらを全て、現状の人口減少と町の将来の財政状況の想像を口実にしているのではないかと感じてしまうのは私だけでしょうか。

この2つともに、国の施策や経済の在り方や、さらに働き方の改革の問題で変わり得る可能性もあること。これは、やはり私たちは見ていかなければいけない問題です。

○議長（奥野正司君） 金元議員さん。すみません、今この……。

○4番（金元直栄君） 討論です。

人口減少の具体的な取組が全く見られない。今の日本のやり方、これを続けていけば、人口がどんどん減っていくわけですから、亡国の論理と言われても仕方ないんですが、ここにくみしてはならないと私は思っています。

2番の2つ目の問題ですが、人口が減らない対策への具体的で、握って離さない持続的な取組が見られないと私は一般質問でも指摘しました。今の本町は、清流地区頼みの住宅対策となっていること。福井市近郊にあつて、本町の住環境を生かした取組の方向は本当に幾らも見えろと思ひます。この清流地区は旧松岡時代に二十数億円を投じて宅地開発をして区画整理されたものですが、現在、町の人口対策がこれだけというのは寂し過ぎはしないかということを指摘してききました。デジタル化、自動化の方向に……。

○議長（奥野正司君） 金元議員。ちょっと今の、すみません、決算認定の討論に限定してください。

○4番（金元直栄君） デジタル化、いや、町長の取り組んでいる方向でしょう。

デジタル化、自動化の方向に、この周辺地域の将来があるとは思いません。それは変わらぬ人と人の交流の先にこそ、安心できる町の将来の方向が見えろと思ひます。その一つの方向が、例えば地域での近助タクシーの取組でもあります。そう思っています、私は。デマンドタクシー、その根本は至ってアナログな関係ではないでしょうか。

3つ目に、まちづくりは人づくりと言われますが、毎回指摘しているものの具体的な取組の方向性が見えないと思ひているのは、私だけでしょうか。周辺地域での組織づくり、これも全国には幾らも豊かな取組の教訓はあります。町長の公約ですから、もう何歩も踏み込んだ姿勢が私は見たいと思ひています。

4つ目、周辺地域の振興はまちづくりの方向であるのですから、人口対策も含

めて方向を示すべきだし、取り組むべきだと私は思っています。ここが相変わらず見られないのは寂しいと思っています。

私は、町の方向としては、保育園がなくなり学校がなくなったら、子育て中の息子たちも学校のあるところへ出て行ってしまったとならぬようなまちづくりを願っています。その方向を握っているのが、町長の示すまちづくりの方向性だと私は思っているんです、率直に。2期目のこれまで町長の方向性を見ていますと、どうもそこで積極性が一步後退しているのかなと思っているところです。

大きな3つ目、保育料の無償化が実施されましたが、保育園の給食費、副食費の有償はいただけないと思っています。無償化すべきだし、そうっていないのは残念であります。また、教育の方向性については、審議中の中でいろいろ指摘し論議したとおりであります。

などの理由により、2019年度一般会計決算には反対の立場であります。

さらに、特別会計の反対討論であります。

○議長（奥野正司君） 金元議員、再々申し上げます。令和元年度の決算認定の内容に限定してください。今ここ一般質問でないんですので。

○4番（金元直栄君） 一般、何も質問してないです。討論ですがね。

○議長（奥野正司君） 範囲を広範に広げますと……。

○4番（金元直栄君） いや、ですから、私、質問してませんがな。

○議長（奥野正司君） 決算審議できません。

○4番（金元直栄君） 質問してないでしょう。討論してるでしょう。

○議長（奥野正司君） 簡潔にやっていただけませんか。かなりの時間費やしてますけど。

○4番（金元直栄君） 特別会計、国保特別会計の討論ですが、保険料の引上げは認められないという立場です。

さらに、後期高齢者医療特別会計については、低収入者の負担増はこれまた認められません。本当に3倍にもなるというのは問題だと思っています。

介護保険では、普通徴収での預金差押え、実質禁止されている年金差押えではないのかと疑われても仕方ない実態があるように私は思います。その実態のチェックも議会できないというのも問題です。この点では、こうなるとこの人の生活はどうなるのか、将来、65歳以上の人は2,000万円の生活費が足りなくなるということを示したのは国ですから、こういう状況の中での取組と普通徴収でのいわゆる預金差押え、この状況があまりにも見えないのは、私はちょっと

怖いです。これはやっぱり議会としてきちっとチェックできるようにしていく必要があると思っています。

また、介護保険は、制度そのものが当初の目的から変わってきている点も問題です。保険料を払い、介護認定を受け、1割の利用負担を払ったら、安心して介護サービスを受けられるということでした。しかし、今では施設にもなかなか入れない状況があります。2025年問題と制度をつくった国が示して、希望する介護も金次第という方向に今かじを切っているというのは大きな問題だと思っているので、この3つの特別会計には反対です。あとの会計については賛成の立場を取っていきます。

○議長（奥野正司君） では、賛成の立場からございますか。

江守議員。

○7番（江守 勲君） 私は、議案第36号、令和元年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

今ほど反対討論の中でもいろいろなご発言がございましたが、やはり今、永平寺町といたしましては、委員長報告の中にもございましたが、しっかりとした財政健全化を図っているところでございます。特に永平寺町財政健全化判断比率の報告書の中にも、昨年度、実質公債費比率、平成30年度の7.9%から令和元年度は7.5%と0.4%の改善、そして将来負担比率は、平成30年度の16.6%から令和元年度におきましては9.1%と7.5%の減ということで、着実に永平寺町におかれましては財政健全化が進んでおるといったことを申し上げたいと思います。

また、その中で幼保再編の話とかいろいろございましたが、その点につきましては、議会の特別委員会の中でいろいろ議論をしてきて、議会として9月議会におきまして方向性を出したということでございます。個人の意見はいろいろあるかと思いますが、議会としての方向性を出した以上はそれに従っていただきたいと思えます。

次に、町長のまちづくりがなかなか見えてこないということですが、それは本当に見ているのかどうかというのが私からの疑問点でございます。しっかりと町長はまちづくりにつきまして着実に、確かに一遍に結果が出ることも少ないかもしれませんが、着実に様々な新しい技術を活用したり、先ほどもお話ございましたが、今年度の事業として近助タクシーなどもありますし、町の宅地造成とかもやっている状況でございます。そんな中で少しずつ結果が出てきているというこ

とも私はしっかりと確認をさせていただいております。

人づくりにつきましても、防災等を含めいろんな形でしっかりと、それが今少しずつ波及していろいろな形でその地域に根づいてきている最中だと思いますので、もう少し長い目で見ていただきたいと思います。

それで、特別会計のほうでもございましたが、やはり税徴収に関しましては、財政課の債権管理室におかれまして債権管理条例の、特に19条を基にしっかりと町の公平な税収に当たっていただいております、こういった滞納整理が着実に改善されているということは本当に私もうれしい限りであります。やはり議会として心配しているのは、生活困窮者に寄り添った形での債権管理ということをお願いしておりますので、今後とも引き続き、親切な丁寧な、寄り添った債権管理を行っていただきたいと思いますというふうに思います。

また、先ほど委員長報告にもございましたが、委員会として8つの項目を提言させていただいております。それらの提言を基に、そしてまた監査委員の意見書の中からも指摘事項がございました。こういったことを改善につなげていっていただきたいと強く願っておりますので、そういったことを実行していただくことを強くお願いを申し上げ、賛成の立場からの討論とさせていただきたいと思っておりますので、議員各位におかれましては、どうか賛成のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、討論といたします。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

日程第5、議案第36号、令和元年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を起立により採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。

本決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

よって、本決算については委員長の報告のとおり認定することに決しました。

なお、議案第36号の決算認定に当たり、議会から以下8点について提言させていただきます。

1、パブリックコメント制度が有効に行われていない。SNS等を使っての情報発信、関連する団体、組織への働きかけ等の運営面での改善を図ること。

2、空き家等解体及び撤去について、空き家の荒廃状況の調査を徹底し、より

積極的な管理指導の下、適切に実行すること。

3、実証実験が行われてきた自動走行の実用化に当たっては、地域の新たな交通手段、観光誘客として持続できる運行、運用を確立すること。

4、特定健診を効果的な取組にするためにも、まず医療費の分析を行うこと。

5、プレミアム商品券事業本来の目的が達せられるためにも、さらに強く国に進言していただきたい。

6、親子でふれあい子育て支援事業を拡充すること。

7、介護保険特別会計の普通徴収の滞納処理について、債権管理室は取組の状況、内容を議会に定期的に報告し、状況の可視化をすること。

8、ブロック塀等の安全対策事業については、国における事業化もあることから、定期に取組の状況を報告すること。

以上、8点について議会として提言いたしますので、今後さらなるまちづくりに生かしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、審査委員からの決算審査意見を十分尊重し、行政のセルフチェックが今後も機能するように努めていただくようお願いいたします。

以上です。

～日程第6 議案第37号 令和元年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第6、議案第37号、令和元年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての件を議題とします。

本件は、去る令和2年9月4日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本報告書の朗読を省略します。

なお、議案第37号に対する委員長報告は、先ほど行われております。

これより委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は認定です。

議案第37号、令和元年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての件を、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

～日程第7 議案第51号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第7、議案第51号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第51号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳出では、教育費で、かねてから町内の小中学校で教育用タブレットの整備を進めてまいりましたが、10月末に完了することになり、11月より通信料や保守費用等が必要となるため、その費用1,056万8,000円をお願いするものでございます。歳出の財源となります歳入は、前年度繰越金を計上しております。

以上、議案第51号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についての提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） それでは、議案第51号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。

議案書23ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,056万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億3,063万円をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、24ページから25ページにかけての第1表、歳入歳出補正によるところでございます。

債務負担行為の追加補正につきましては、26ページの第2表、債務負担行為補正のとおりでございます。

それでは初めに、歳出についてご説明申し上げます。

30ページをお願いいたします。

上段の款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費の694万円及び下段の項3中学校費、目2教育振興費の362万8,000円につきましては、今年度予算でお認めいただきました教育用のタブレットの整備が10月末に完了することとなり、11月より通信料、保守委託料、管理ソフト使用料の費用が発生するため、その費用合わせて1,056万8,000円をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、29ページをお願いいたします。

財源につきましては、前年度繰越金1,056万8,000円を計上しております。

以上、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元議員。

○4番（金元直栄君） 今回の予算案については債務負担行為がなされていることとなりますけれども、これ各年度の負担、令和3年から7年度まで限度額が書いてあるんですが、均等なのかどうか、年間負担はどれくらいになるのかというのね、本当は示していただくとありがたいんです。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 債務負担行為につきましては、今回、今年の当初からもありましたように、永平寺町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の第3条第5項により債務負担行為を行う必要があるということで、今回上げさせていただいております。

金額等につきましては限度額で書いておまして、各年度ごとの金額については、書式的にはこういうふうに記述が決まっておりますので、ご理解をいただきたい。各年度ごとの細かい金額につきましては予算説明書で判断をしていただくということになっておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（奥野正司君） 金元議員。

○4番（金元直栄君） 最近また債務負担行為をこうやって計上するようになった、以前はあんまりない時期もあったと思ってるんですが、旧松岡時代には、年度の負担額も含めて毎年そういうのを先に示されていると安心もありますから、示されていたと私は思ってるんで、特に地域の土地改良区なんかへの負担ですと約20年、3年据置きで20年続きますから、そういう限度額だけでは、金利の変動なんかもあったりする場合、ちょっと難しいと思うんですね。そんなことも含めて考えると、やはりそれなりの年度の負担額も一緒に表として示していただくと、それは私は安心できるのかなと思ってるんですけど。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 年度ごとの数字等につきましては全協等でご説明申し上げることとさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○副議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

議案第51号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第52号 永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第8、議案第52号、永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第52号、永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

道路運送法第79条の規定により国土交通大臣の行う登録を受けて行う旅客運送に関し、12月からの自動走行の実用化に伴い必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（原 武史君） それでは、議案第52号、永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をいたします。

議案書の32ページをお願いいたします。

この条例改正につきましては、永平寺町の有償旅客運送事業に、永平寺南地区において事業展開を予定しております自動走行技術を活用した運送を追加するものでございます。

運行路線につきましては町道永平寺参ろ一ど線、運行時間は9時から16時でございます。また、東古市から荒谷の4キロ区間につきましては、交差点や停留所がございますので、保安員が同乗しての定時運行を行います。荒谷一志比間の2キロにつきましては、保安員なしの遠隔操作によるデマンド運行を行うものでございます。

運賃につきましては、1人1乗車当たり、大人100円、小学生、中学生を50円としているものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長（奥野正司君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

第2審議に付す案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（奥野正司君） 第2審議に付す案件がありませんので、お諮りします。

本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第52号、永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第53号 永平寺町上志比支所新築工事の請負変更契約締結について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第9、議案第53号、永平寺町上志比支所新築工事の請負変更契約締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第53号、永平寺町上志比支所新築工事の請負変更契約締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、令和2年2月25日に当初請負契約の議決をいただきました当該工事につきまして、変更契約を締結したく、永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(奥野正司君) 補足説明を求めます。

上志比支所長。

○上志比支所長(歸山英孝君) それでは、議案第53号、永平寺町上志比支所新築工事の請負変更契約締結についての補足説明を申し上げます。

議案書、第33ページをお願い申し上げます。

本議案は、令和2年2月25日に当初請負契約の議決をいただきました当該工事につきまして、契約金額の変更契約を締結いたしたく、永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事名は永平寺町上志比支所新築工事で、当初契約金額は税込み1億236万3,800円、変更後は1億659万3,300円で、422万9,500円の増額変更をお願いするものでございます。

主な変更の内容といたしましては、土間コンクリートの補修、スロープの形状変更、雪止めの増設などによる増額工事で、直接工事費、諸経費、請負率、消費税相当額等を計算し、算定したものでございます。

契約の相手方は、福井県吉田郡永平寺町松岡春日3丁目76番地1、清川建設株式会社、代表取締役、清川主税でございます。

以上、永平寺町上志比支所新築工事の請負変更契約の締結についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時20分 休憩）

（午前11時21分 再開）

○副議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これで第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第53号、永平寺町上志比支所新築工事の請負変更契約締結についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第54号 和解することについて～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第10、議案第54号、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程をいただきました議案第54号、和解することについて、提案理由のご説明を申し上げます。

この事件につきましては、公務災害認定の可否が決定していないことに係る給料等の返済に関して相手方と和解することについて、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(奥野正司君) 補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(平林竜一君) それでは、議案第54号、和解することについて、総務課よりご説明いたします。

議案書の34ページをお願いいたします。

この事件につきましては、地方自治法第96条第1項第12号に規定する和解

について、議会の議決をお願いするものでございます。

和解の内容でございますが、令和元年6月20日発生の火災現場において消火活動に従事した消防職員に対して、公務災害認定の可否が審査中であることに関連する給料等の支払いについて、給与条例及び関係規則に基づき、返済を求めることに對して4項目について合意するものでございます。

4項目の内容につきまして、返済金142万9,740円の元金のみに対して支払い義務があるということ。返済金について、公務災害認定の可否が決定するときまで返済を猶予するという。公務災害認定の結果が出たときは、返済金の返済は不要とすること。公務災害非認定の結果が出たときは、36か月以内に返済するという。この内容をもって合意することとするものでございます。

なお、この内容に対する当事者間の事前の話し合いにおいては、特に争い、疑義はなく、合意している内容でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

金元議員。

○4番（金元直栄君） 私、和解することの案件として、事前にこういう形で示されるのは、僕が議員やってる間では初めてなんかなって思っています。

それでちょっと心配なのは、議会で、ちゃんと調印する先に議決をするということが、いわゆるこのやり方でやると議会の議決が押しつけにならないのかと、いろんな人たちに。そういう心配がやっぱりあるんですね。

ただ、和解でも議会でこうやって承認を得るといふ、こういうのはこれから一つのきちとした方法になれば、それは定式化されるということで僕はいいことやなとは思いますが、その辺いかがなんでしょう。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） この案件につきましては、地方自治法に定める和解について、議会の議決を経るといふ案件の一つの項目として捉えております。

今ご質問の返済方法とか返済期限については、当事者間の中でケース・バイ・ケースの中でお互い合意する問題であるということですか、これに関しましては法律の専門家を通して既にいろいろ協議させていただいている中で、意見を聞いて適正に処理することについて議会としての承認をお願いするということでございますので、押しつけあるいは議会等の責任を負うといったようなことではご

ざいませんで、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

酒井和美議員。

○11番（酒井和美君） これ公務災害認定の可否により判断されるところというふうにかえられているんですけども、私も、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例と地方公務員法第28条を改めさせていただきますが、これについて、公務災害認定によって休職の判断などを行うということは記載されておきませんので、これは永平寺町行政の判断でもって公務上の疾病であるということを確認してもいいのではないかなと思えるんですけども、その判断が誤りであり、公務災害の可否によってそれが決まると判断される理由というのは何なんですかということがか一つ質問なんです。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、給与条例に基づきますと、その条例規則にのって、病気休暇の期間、その病気休暇を経過した後の1年に達するまでの期間、それぞれ給与について支払いの支給割合というのが決まっております。それは、あくまで給与条例につきましては公務によって疾病あるいはけがをした場合というような記載がございます。その公務というのは、今現在審査をしております地方公務員の災害補償基金というところで公務災害の認定を受けるというのが手続上の取決めになっておりますので、今その請求をしている最中で、審査をしている最中でございますので、それらについては手続と申しますか、法の解釈と申しましては、その審査期間中が長期にわたる場合もあるかと思ひますけれども、そういった場合はあくまでも公務外として取り扱うというような解釈でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

あと、今、この議会において議決することによって、当事者との間に、こちらの事務の不手際によって過払い分を返済していただくといったことの内容について、当事者と和解をするということについて承認をお願いするというものでございますので、公務災害の認定と直接関係するということではございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（奥野正司君） 酒井和美議員。

○11番（酒井和美君） 一応、手続上必要性があるということで理解いたしました。

その中でちょっと、この分割によって請求をすると、この方ですと3年間、毎月4万円支払うことになるんですけど、もし認定されなかった場合のことを考え

た場合に、この分割支払い能力があるということがこれで判断されるかどうかは私には分からないんですね。

皆さんはその方の資産状況までもお分かりになってると思うんですけども、通常の場合は、働ける状態であるということがその判断の理由になると思いますが、この方は今働けていない状況であるというふうにこの間伺いましたので、手続というのは取られているのでしょうか。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 復職に関しましては、本人も今その復職に向けて治療に専念しているところでございまして、その復職後の職につきましては、まず復職するに当たりましては、担当医の診断書によって復職が可能であるといったような診断を受けた時点で、我々としても復職をするという判断をし、その後どここの部署にということで検討してまいるという流れになってくると思います。

現在、その診断につきましても復職というような形で診断をいただいているわけではございませんので、その後の対応につきましては、当然早めに復職していただくというのはこちらは望んでおりますけれども、復職のその時期というかタイミングを見まして、その後の復職する職員については関係者で協議していきたいというふうに考えております。

○議長（奥野正司君） ほか。

酒井和美議員。

○11番（酒井和美君） それと、この長い期間復職されていない中で社会福祉協議会さんの相談支援専門員さんとかいらっしゃるわけなんですけれども、きちんと医療関係者の方、担当の課の方、上司の方と当事者の方だけの話ではなくて、こういった方に間に入ってもらって復職の計画ということをきちんとされている状況下にあるというようなものであるなら、安心してこういったことも認められるのかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） ちょっと……。

（「議長、休憩したほうがいい」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 休憩します。暫時休憩します。

（午前11時35分 休憩）

（午前11時47分 再開）

○議長（奥野正司君） では、休憩前に引き続き再開します。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩)

(午前11時49分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開します。

本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第54号、和解することについての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、大変お忙しいところをご参集いただき、ここに全日程を終了しましたことを心より厚く御礼申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げ、

令和2年第5回永平寺町議会臨時会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました専決処分の承認及び議案につきましては、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、誠にありがとうございました。

さて、いよいよ来月から令和3年度当初予算編成の作業を進めてまいります。令和3年度は、第二次永平寺町総合振興計画、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策を事業レベルで展開し、引き続き、本計画の着実な推進に努めてまいります。

町財政の見通しにつきましては、これまで、補助金の確保や合併特例債などの有利な地方債の活用、経常経費の圧縮などにより財政健全化に努めてきたところではありますが、公債費や社会保障費の増加をはじめ公共施設の維持補修費増加は近い将来間違いなく訪れることは確実で、併せて新型コロナウイルス感染症の影響による町税をはじめとする収入減も予想され、リーマンショック時を超える減収局面を懸念しております。これらのことから、これまで以上に効果的、効率的な財政運営により歳入の減少をカバーする予算編成を行う考えであります。

新型コロナウイルス感染症の影響の取扱いにつきましては、感染症の完全な終息は前提とせず、現状が継続することを想定したウイズコロナ社会における町政運営に必要な予算編成を行ってまいることとしております。イベント等にあっても、実施に必要な措置について十分に考慮した要求を各所属長に指示しているところであります。

結びに、議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、町勢発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

（午前11時54分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員